

2015年5月27日

## 特定非営利活動法人 NPOホットライン信州 役職員に対する報酬並びに費用に関する規程

### 第1条（目的及び意義）

この規程は、特定非営利活動法人NPOホットライン信州（以下「この法人」という。）定款第17条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び特定非営利活動法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### 第2条（定義等）

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬とは、公益社団法人及び特定非営利活動法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の勤務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

### 第3条（報酬等の支給）

この法人は、特別な職務を執行した役員には、その対価として報酬を支給することができる。

2. 特別な職務とは、定款第4条（事業）に関わる情報提供、技術指導、企画書及び報告書等の執筆、実態調査指導並びに、当法人関わる各種事業、理事会等への参加である。
3. 役員が理事長よりセミナー、研修会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたときは、特別な職務(相談事業)を執行した役員への講師謝金等の支払いに関する基準表（別表.1）に基づき講師謝金を支給する。

### 第4条（役員報酬の額の決定）

この法人は、第3条2項に該当する特別な職務を執行した役員には、一人1日1万円以内で報酬を支給することができる。

2. 第3条2項に該当する特別な職務を執行した役員の一ヶ月当たりの報酬総額は、30万円を超えないものとする。

### 第5条（役員報酬の支給）

特別な職務を執行した役員報酬の支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、この法人の給与規程又は別に定める職務契約書によるものとする。

3

### 第6条（費用）

この法人は、役員に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2. 費用の支払い額は、役員への講師謝金等の支払に関する基準表（別表.1）並びに、この法人の給与規程又は、別に定める職務契約書によるものとする。

#### 第7条（公表）

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び特定非営利活動法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### 第8条（改正）

この規程の改正は、総会の議決により行うものとする。

#### 第9条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

#### （附則）

この規程は、一般社団法人及び特定非営利活動法人に関する法律施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特定非営利活動法人の設立の登記の日から施行する。

別表. 1 役員への講師及び相談員謝金等の支払に関する基準表

		職員	役員	専門家	外部役員
講師・謝金	時給	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
	日給	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
相談・同行	時給	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
	日給	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
各種会議	時給	1,000円	1,000円	2,000円	2,000円
	日給	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円
出張旅費	宿泊料含む	実費支給			